

令和 3 年 度

沼田市健全化判断比率等報告書

- 1 健全化判断比率報告
- 2 資金不足比率報告

令和4年8月30日

沼田市議会議長 久保健二様

沼田市長 星野 稔

### 健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

| 実質赤字比率       | 連結実質赤字比率     | 実質公債費比率       | 将来負担比率          |
|--------------|--------------|---------------|-----------------|
| —<br>(12.81) | —<br>(17.81) | 6.6<br>(25.0) | 62.8<br>(350.0) |

- 備考 1 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合を示す。  
2 括弧内は、沼田市の早期健全化基準を示す。

令和4年8月30日

沼田市議会議長 久保健二様

沼田市長 星野 稔

### 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、  
資金不足比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

| 特別会計の名称  | 資金不足比率 (%) | 備 考                    |
|----------|------------|------------------------|
| 水道事業会計   | —          | 令第17条第1号の規定により事業の規模を算定 |
| 簡易水道事業会計 | —          | 令第17条第1号の規定により事業の規模を算定 |
| 下水道事業会計  | —          | 令第17条第1号の規定により事業の規模を算定 |
| 電気事業特別会計 | —          | 令第17条第3号の規定により事業の規模を算定 |

備考 「—」は、資金不足比率が算定されない場合を示す。